

# 大分県報

令和六年  
第五〇八号  
五月十四日

（火曜日）

## 目次

### 告示

土地改良区の定款変更認可（六件）	一
解除予定保安林	二
指定予定保安林	二
付保義務の発生	二
公有水面埋立ての免許の出願	二
道路区域の変更	六
公告	六
土地改良区の役員の就退任（三件）	六
土地改良区の役員の就任	八
競争入札参加者の資格に関する公示	八
一般競争入札の実施	九

### 告示

**大分県告示第二百六十二号**  
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。  
令和六年五月十四日

土地改良区名	大分県知事	佐藤 樹一郎
所在地	日田市	認可年月日
日田市土地改良区	令六・四・二五	

令和六年五月十四日

大分県報（告示）

一

### 大分県告示第二百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。  
令和六年五月十四日

土地改良区名	大分県知事	佐藤 樹一郎
所在地	玖珠郡九重町	認可年月日
九重土地改良区	令六・四・二五	

### 大分県告示第二百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。  
令和六年五月十四日

土地改良区名	大分県知事	佐藤 樹一郎
所在地	須ノ原土地改良区	認可年月日
須ノ原土地改良区	日田市	令六・四・二五

### 大分県告示第二百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。  
令和六年五月十四日

土地改良区名	大分県知事	佐藤 樹一郎
所在地	飯田土地改良区	認可年月日
飯田土地改良区	玖珠郡九重町	令六・四・二五

### 大分県告示第二百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。  
令和六年五月十四日

大分県知事	佐藤 樹一郎
-------	--------

土地改良区名	所在地	認可年月日
萩西部土地改良区	竹田市	令六・四・二五

大分県告示第二百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和六年五月十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

土地改良区名

所在地

認可年月日

川平土地改良区

由布市

令六・四・二六

大分県告示第二百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和六年五月十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 解除予定保安林の所在場所

国東市安岐町下原字マグミ六六二番二、六六二番四

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

大分県告示第二百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和六年五月十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市直川大字下直見字スノ内三八〇七番、字水ナシ三八〇八番

二 指定の目的  
水源の涵養

三 指定実施要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第二百七十号

豊後高田市加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和六年五月十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県告示第二百七十一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立ての免許の出願があった。

なお、その関係図書を次のとおり縦覧に供する。

令和六年五月十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 出願の年月日

令和六年三月十四日

二 出願人の住所及び氏名

大分市大手町三丁目一番一号

大分県

代表者 大分県知事 佐藤 樹一郎

三 埋立ての区域

1 位置

第一区域

臼杵市大字深江字鯖網代四四八番三〇の地先の無番地から字西谷向平四九九番二の地先の無番地に至る各地先の公有水面

第二区域

臼杵市大字深江字屋敷脇五四六番二の地先の無番地から字小々浦越五五三番九に至る各地先の公有水面

2 区域

第一区域

次の各地点を順次に結んだ線及び一と四十一の地点を結ぶ令和五年の春分の満潮位(D・L・プラス二・〇メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- 一の地点 津久見市大字長目字葛山三七八番の国土地理院三等三角点「長目」(北緯三度〇六分三一秒四七二八、東経一三二度五一分五六秒六七九七(以下「基点」という。))から三三三度二八分四三秒一、七九一・六六メートルの地点
- 二の地点 一の地点から三二四度三七分一秒八・六七メートルの地点
- 三の地点 二の地点から六〇度三二分四六秒六・〇三メートルの地点
- 四の地点 三の地点から六八度二七分三九秒五・八五メートルの地点
- 五の地点 四の地点から七七度〇八分〇七秒一・一二メートルの地点
- 六の地点 五の地点から八三度二七分三五秒一〇・二七メートルの地点
- 七の地点 六の地点から八四度三二分四二秒一・一二メートルの地点
- 八の地点 七の地点から八四度三九分二九秒九・〇三メートルの地点
- 九の地点 八の地点から八五度一二分〇九秒五・〇七メートルの地点
- 一〇の地点 九の地点から八五度五五分〇三秒五・一〇メートルの地点
- 一一の地点 一〇の地点から八七度〇〇分〇八秒六・一八メートルの地点
- 一二の地点 一一の地点から八八度一二分四七秒四・一〇メートルの地点
- 一三の地点 一二の地点から八九度二〇分五四秒二・八一メートルの地点
- 一四の地点 一三の地点から八九度二一分四六秒二・三四メートルの地点
- 一五の地点 一四の地点から九〇度三八分〇二秒五・一五メートルの地点
- 一六の地点 一五の地点から九一度五四分〇八秒五・一五メートルの地点
- 一七の地点 一六の地点から九三度一〇分一六秒五・一五メートルの地点

令和六年五月十四日

- 一八の地点 一七の地点から九四度一五分四四秒三・六一メートルの地点
- 一九の地点 一八の地点から一八四度四四分四三秒〇・五二メートルの地点
- 二〇の地点 一九の地点から九五度三一分五〇秒六・六八メートルの地点
- 二一の地点 二〇の地点から九七度〇〇分二二秒五・一四メートルの地点
- 二二の地点 二一の地点から九八度一六分〇二秒五・一四メートルの地点
- 二三の地点 二二の地点から九九度二七分二二秒四・四六メートルの地点
- 二四の地点 二三の地点から一〇〇度五六分〇〇秒八・三六メートルの地点
- 二五の地点 二四の地点から一〇二度一七分五八秒七・六一メートルの地点
- 二六の地点 二五の地点から一〇三度〇二分一七秒九・三八メートルの地点
- 二七の地点 二六の地点から一〇三度一分三七秒九・六七メートルの地点
- 二八の地点 二七の地点から一〇三度〇九分四〇秒〇・二一メートルの地点
- 二九の地点 二八の地点から一〇三度一分一七秒一・〇〇メートルの地点
- 三〇の地点 二九の地点から一〇三度一分二八秒九・六八メートルの地点
- 三一の地点 三〇の地点から九八度〇二分一九秒五・二三メートルの地点
- 三二の地点 三一の地点から九六度〇六分三七秒四・七一メートルの地点
- 三三の地点 三二の地点から九三度三九分一七秒二・〇六メートルの地点
- 三四の地点 三三の地点から一八二度二七分〇七秒一・九二メートルの地点
- 三五の地点 三四の地点から九一度三九分三六秒二・三一メートルの地点
- 三六の地点 三五の地点から八九度〇四分三八秒二・二四メートルの地点
- 三七の地点 三六の地点から八四度二九分〇七秒四・三一メートルの地点
- 三八の地点 三七の地点から七八度五五分四七秒二・二〇メートルの地点
- 三九の地点 三八の地点から一九度三四分四四秒一六・七九メートルの地点
- 四〇の地点 三九の地点から二九度五八分五四秒〇・〇六メートルの地点
- 四一の地点 四〇の地点から一九度三四分二四秒四・五二メートルの地点

第二区域

次の各地点を順次に結んだ線及び一〇一と一六四の地点を結ぶ令和五年の春分の満潮位(D・L・プラス二・〇メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- 一〇一の地点 基点から三四一度〇二分三〇秒一、八七〇・四一メートルの地点
- 一〇二の地点 一〇一の地点から二〇九度三九分二八秒九・二二メートルの地点
- 一〇三の地点 一〇二の地点から二四九度一五分〇六秒〇・三八メートルの地点
- 一〇四の地点 一〇三の地点から二八二度四七分一〇秒五・四八メートルの地点

大分県報(告示)

一〇五の地点	一〇四の地点から二八三度一五分〇九秒六・七七メートルの地点
一〇六の地点	一〇五の地点から二八四度五九分一八秒三・四五メートルの地点
一〇七の地点	一〇六の地点から二八七度〇〇分三四秒三・五二メートルの地点
一〇八の地点	一〇七の地点から二八九度四九分三三秒三・七七メートルの地点
一〇九の地点	一〇八の地点から二九三度二分五六秒三・八五メートルの地点
一一〇の地点	一〇九の地点から二九七度四一分五六秒三・九三メートルの地点
一一一の地点	一一〇の地点から三〇二度四四分四一秒四・〇二メートルの地点
一二の地点	一一一の地点から三〇八度二四分五七秒三・九六メートルの地点
一三の地点	一二の地点から三一四度二四分四六秒三・七九メートルの地点
一四の地点	一三の地点から三一九度五二分五四秒三・一七メートルの地点
一五の地点	一四の地点から三二四度四九分二七秒三・一七メートルの地点
一六の地点	一五の地点から三二九度四七分二六秒三・一七メートルの地点
一七の地点	一六の地点から三三四度四六分四三秒三・一七メートルの地点
一八の地点	一七の地点から三三八度〇七分四五秒一・二二メートルの地点
一九の地点	一八の地点から二六〇度一分二七秒〇・四三メートルの地点
二〇の地点	一九の地点から三四〇度三八分一〇秒〇・二九メートルの地点
二一の地点	二〇の地点から三四〇度四三分一九秒一・五九メートルの地点
二二の地点	二一の地点から三四三度五一分三九秒一・九一メートルの地点
二三の地点	二二の地点から四三度〇三分一一秒〇・五〇メートルの地点
二四の地点	二三の地点から三四六度一四分三四秒〇・六五メートルの地点
二五の地点	二四の地点から三四八度四八分〇九秒二・八〇メートルの地点
二六の地点	二五の地点から三五三度一七分五三秒二・九二メートルの地点
二七の地点	二六の地点から三五八度一三分三七秒一・一六メートルの地点
二八の地点	二七の地点から〇八度四四分五三秒二・四一メートルの地点
二九の地点	二八の地点から〇八度〇九分一八秒二・九三メートルの地点
三〇の地点	二九の地点から一二度五〇分二七秒二・九一メートルの地点
三一の地点	三〇の地点から一七度三二分一五秒二・八九メートルの地点
三二の地点	三一の地点から二二度一三分四一秒二・八七メートルの地点
三三の地点	三二の地点から二六度五二分四七秒二・八五メートルの地点
三四の地点	三三の地点から三一一度三五分二〇秒二・八三メートルの地点
三五の地点	三四の地点から三〇度五四分二一秒二・八八メートルの地点
一三六の地点	一三五の地点から三五度一七分三二秒一・九五メートルの地点

一三七の地点	一三六の地点から三〇八度一八分四四秒二・二六メートルの地点
一三八の地点	一三七の地点から三九度〇五分二〇秒二・七九メートルの地点
一三九の地点	一三八の地点から四三度一九分二三秒二・四六メートルの地点
一四〇の地点	一三九の地点から四七度〇三分〇一秒二・三三メートルの地点
一四一の地点	一四〇の地点から五〇度三〇分二〇秒三・八〇メートルの地点
一四二の地点	一四一の地点から五五度四一分四七秒三・六〇メートルの地点
一四三の地点	一四二の地点から六〇度一四一分一三秒三・五四メートルの地点
一四四の地点	一四三の地点から六四度一二分三八秒三・四七メートルの地点
一四五の地点	一四四の地点から六七度三六分四八秒三・四〇メートルの地点
一四六の地点	一四五の地点から七〇度二四分四四秒三・三三メートルの地点
一四七の地点	一四六の地点から七二度四〇分一六秒三・二六メートルの地点
一四八の地点	一四七の地点から七四度一九分二六秒三・一九メートルの地点
一四九の地点	一四八の地点から七五度二五分五七秒三・一一メートルの地点
一五〇の地点	一四九の地点から七五度五六分五八秒二・九三メートルの地点
一五一の地点	一五〇の地点から七五度五八分三七秒二・一一メートルの地点
一五二の地点	一五一の地点から七六度〇〇分五一秒六・三三メートルの地点
一五三の地点	一五二の地点から七六度二一分四五秒二・八六メートルの地点
一五四の地点	一五三の地点から七三度五八分二九秒三・一五メートルの地点
一五五の地点	一五四の地点から七一度二八分二三秒三・一五メートルの地点
一五六の地点	一五五の地点から六八度五六分五三秒三・一五メートルの地点
一五七の地点	一五六の地点から六五度五五分二六秒四・五〇メートルの地点
一五八の地点	一五七の地点から六二度二〇分一一秒四・五〇メートルの地点
一五九の地点	一五八の地点から五八度四五分〇一秒四・五〇メートルの地点
一六〇の地点	一五九の地点から五五度一〇分一一秒四・五〇メートルの地点
一六一の地点	一六〇の地点から五一度三五分〇〇秒一・〇三メートルの地点
一六二の地点	一六一の地点から六一度二八分一〇秒〇・七四メートルの地点
一六三の地点	一六二の地点から一四三度二一分一三秒〇・七七メートルの地点
一六四の地点	一六三の地点から一四一度五八分三三秒〇・七七メートルの地点

3

面積

- 第一区域 一、二六〇・八二平方メートル
- 第二区域 一、二〇五・四〇平方メートル
- 計 二、四六六・二二平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

臼杵市大字深江字鯖網代四四八番三〇から字小々浦越五五三番二に至る各地内並びに  
同地先及び無番地先の公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とzの地点とを結んだ線により囲まれた区  
域

- Aの地点 基点から三三五度〇四分二五秒一、七七八・五五メートルの地点
- Bの地点 Aの地点から二八七度五二分〇〇秒七七・七四メートルの地点
- Cの地点 Bの地点から三一四度四一分一七秒三八・四〇メートルの地点
- Dの地点 Cの地点から五四度五六分一九秒六八・三六メートルの地点
- Eの地点 Dの地点から八八度三分〇八秒四八・二五メートルの地点
- Fの地点 Eの地点から二九度五一分四〇秒二一・五二メートルの地点
- Gの地点 Fの地点から三二〇度五四分〇三秒四二・三六メートルの地点
- Hの地点 Gの地点から三四九度〇二分一四秒五一・二〇メートルの地点
- Iの地点 Hの地点から一二度〇三分三〇秒二四・〇三メートルの地点
- Jの地点 Iの地点から三〇度二〇分二一秒二八・九二メートルの地点
- Kの地点 Jの地点から五〇度〇八分〇二秒三九・五三メートルの地点
- Lの地点 Kの地点から六二度五〇分三七秒六二・五七メートルの地点
- Mの地点 Lの地点から一二九度〇三分三〇秒七八・一五メートルの地点
- Nの地点 Mの地点から二二二度四〇分〇三秒一六・七五メートルの地点
- Oの地点 Nの地点から二三二度〇五分五八秒八・六八メートルの地点
- Pの地点 Oの地点から二三六度五二分一八秒七・三〇メートルの地点
- Qの地点 Pの地点から二四〇度五〇分五二秒一五・〇〇メートルの地点
- Rの地点 Qの地点から二四一度三八分三七秒二六・一七メートルの地点
- Sの地点 Rの地点から二四七度三分二六秒八・五七メートルの地点
- Tの地点 Sの地点から二五一度一三分五〇秒一〇・八三メートルの地点
- Uの地点 Tの地点から二二九度二七分二二秒六・四〇メートルの地点
- Vの地点 Uの地点から二二三度一六分五五秒四・七四メートルの地点
- Wの地点 Vの地点から一九三度五七分一四秒三・八八メートルの地点
- Xの地点 Wの地点から一八四度二四分五二秒五・〇七メートルの地点
- Yの地点 Xの地点から一六七度三七分一七秒三・八五メートルの地点

令和六年五月十四日

Zの地点 Yの地点から一五五度四五分三三秒六・五八メートルの地点

aの地点 Zの地点から一四〇度五五分五五秒三・八八メートルの地点

bの地点 aの地点から一二一度四二分二六秒九・五七メートルの地点

cの地点 bの地点から一一〇度五一分〇〇秒一八・五四メートルの地点

dの地点 cの地点から一〇八度〇八分三五秒三一・三五メートルの地点

eの地点 dの地点から二〇九度四七分三二秒二六・〇九メートルの地点

fの地点 eの地点から二九九度一分二四秒一六・一九メートルの地点

gの地点 fの地点から二〇九度四四分四六秒一六・六〇メートルの地点

hの地点 gの地点から二九九度五四分〇八秒三・八四メートルの地点

iの地点 hの地点から二〇九度五二分四五秒六八・二一メートルの地点

jの地点 iの地点から一一九度四六分五〇秒三・九九メートルの地点

kの地点 jの地点から二九度四七分一五秒一八・九〇メートルの地点

lの地点 kの地点から一一八度四〇分三〇秒一二七・七八メートルの地点

mの地点 lの地点から二二六度四三分一七秒八・八七メートルの地点

nの地点 mの地点から二四三度〇二分〇六秒八・六五メートルの地点

oの地点 nの地点から二四八度二六分三〇秒九・四一メートルの地点

pの地点 oの地点から二六八度三四分二一秒六・〇六メートルの地点

qの地点 pの地点から二六九度〇六分二一秒一六・六一メートルの地点

rの地点 qの地点から二八一度五二分一三秒五一・四四メートルの地点

sの地点 rの地点から二八三度五八分三〇秒一六・一〇メートルの地点

tの地点 sの地点から二七八度三〇分一〇秒八・五二メートルの地点

uの地点 tの地点から二二八度五八分一六秒二・〇九メートルの地点

vの地点 uの地点から二八一度四二分二七秒一三・六八メートルの地点

wの地点 vの地点から二六九度〇七分三八秒一六・〇八メートルの地点

xの地点 wの地点から二六三度〇八分三一秒四五・七八メートルの地点

yの地点 xの地点から二四二度五一分三九秒一一・九六メートルの地点

zの地点 yの地点から二二一度一七分五九秒一一・〇八メートルの地点

3 面積

三五、一四六・六〇平方メートル

五 埋立地の用途

道路用地、護岸用地

六 縦覧の場所

大分県報(告示)

令和六年五月十四日

大分県報（告示・公告）

六

大分県農林水産部漁港漁村整備課及び臼杵市役所

七 縦覧の期間

令和六年五月十四日から

令和六年六月三日まで

大分県告示第二百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年五月十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和六年五月十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道書曲野田線	玖珠郡九重町大字松木字御行塚二一三番三地内	前	メートル 一〇・八 一〇・六	メートル 一・七
	玖珠郡九重町大字松木字御行塚二一三番三地先内	後	一〇・八 一〇・六	一・七
	玖珠郡九重町大字松木字御行塚二一三番一地内	前	一二・二 一一・一	〇・九
	玖珠郡九重町大字松木字御行塚二一三番一地内	後	一二・二 一一・一	〇・九

○公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、享保井路土地改良区（大分市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

（退任役員）		（就任役員）	
役名	氏名	氏名	住所
理事	小野 栄一	小野 栄一	大分市大字鬼崎五五四番地
〃	中山 卓久	中山 卓久	〃 大字横瀬二二七一番地
〃	佐藤 充廣	佐藤 充廣	〃 大字横瀬九六番地の二
〃	渡邊 榮	渡邊 榮	〃 大字田原二九三番地の二
〃	久保 龍雄	久保 龍雄	〃 大字小野鶴一〇八三番地
〃	田中 佳人	田中 佳人	〃 大字上宗方一一五二番地の二
監事	池邊 吉人	池邊 吉人	由布市挾間町鬼崎一七〇番地一
〃	池邊 賢一	池邊 賢一	大分市大字田原一五四番地の二
〃	久松 広文	久松 広文	〃 大字小野鶴三九三番地の二

佐藤 浩  
〃 大字口戸七一九番地

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、池辺土地改良区（日田市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。  
令和六年五月十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

役員	氏名	住 所
理事	中野 靖隆	日田市大字東有田三一五五番地
〃	野村 修二	〃 大字有田一〇八八番地
〃	井上 邦利	〃 大字東有田三一一九番地三
〃	佐藤 敏治	〃 大字東有田三一三二番地
〃	石田 徹	〃 大字東有田三〇五八番地一
〃	中野 直儀	〃 大字東有田三一四九番地
監事	井上 利明	〃 大字東有田三二九八番地
〃	財津 辰三	〃 大字有田七二五番地
〃	穴井 浩司	〃 大字羽田一三三三番地
役員	氏名	住 所
理事	石田 通雄	日田市大字東有田三三二六番地
〃	高倉 貞司	〃 大字東有田一七三一番地
〃	佐藤 雅治	〃 大字東有田三一二六番地
〃	中野 智仁	〃 大字東有田三一五四番地二
〃	佐藤 新一	〃 大字東有田三〇六八番地

〃	梅田 四郎	〃 大字有田八九六番地
監事	財津 朗嗣	〃 大字有田一〇七〇番地八
〃	石田 潤次	〃 大字東有田三〇五五番地一
〃	穴井 浩司	〃 大字羽田一三三三番地

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、提子土地改良区（由布市）から、退任役員及び就任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。  
令和六年五月十四日

大分県知事 佐藤 樹一郎

役員	氏名	住 所
理事	片山 喜和	由布市挾間町小野一五六二の一番地
〃	鷲尾 政信	〃 庄内町龍原八〇六番地
〃	緒方 正義	〃 挾間町小野二七六番地一
〃	石川 和彦	〃 挾間町篠原三八二番地
〃	佐藤 義隆	〃 挾間町鬼崎二二四三番地三
〃	工藤 康信	〃 挾間町谷三五五番地一
〃	佐藤 政一郎	〃 挾間町谷一三一九番地
〃	後藤 勝己	〃 挾間町筒口一八三五番地一
監事	江藤 孝三	〃 挾間町谷二六六八番地三
〃	管 正則	〃 庄内町龍原一三四八番地一
〃	工藤 宗藏	〃 挾間町筒口一九七六番地
役員	氏名	住 所
（就任役員）		



<p>理事</p> <p>梅木敏弘</p> <p>由布市挾間町小野一七四七番地</p>	<p>〃</p> <p>大野茂喜</p> <p>〃 庄内町龍原八六七番地</p>	<p>〃</p> <p>二ノ宮健治</p> <p>〃 挾間町小野八六八番地</p>	<p>〃</p> <p>大塚秀幸</p> <p>〃 挾間町篠原七八四番地二</p>	<p>〃</p> <p>田中広人</p> <p>〃 挾間町谷七五四番地一</p>	<p>〃</p> <p>佐藤和也</p> <p>〃 挾間町谷二一一二番地</p>	<p>〃</p> <p>工藤宗藏</p> <p>〃 挾間町筒口一九七六番地</p>	<p>〃</p> <p>山崎敏</p> <p>〃 挾間町鬼崎一〇一四番地</p>	<p>監事</p> <p>小野光一</p> <p>〃 挾間町小野一五七番地二</p>	<p>〃</p> <p>伊藤博通</p> <p>〃 挾間町篠原一〇三七の一番地</p>	<p>〃</p> <p>佐藤善隆</p> <p>〃 挾間町鬼崎二二四三番地三</p>	<p>〃</p> <p>佐藤圭介</p> <p>〃 挾間町古野八三七番地</p>	<p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、提子土地改良区（由布市）から、就任役員の名及び住所について次のとおり届出があった。</p> <p>令和六年五月十四日</p> <p>大分県知事 佐藤樹一郎</p> <p>（就任役員）</p>	<p>役名</p> <p>氏名</p> <p>住 所</p>	<p>理事</p> <p>後藤勝己</p> <p>由布市挾間町筒口一八三五番地一</p>	<p>一 調達をする物品等の種類</p> <p>非常用圧縮毛布</p> <p>大分県知事 佐藤樹一郎</p> <p>地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する。</p> <p>令和六年五月十四日</p>
<p>二 競争入札の参加者資格</p> <p>次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。</p> <p>(一) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者（被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）又は破産者で復権を得ない者</p> <p>(二) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者</p> <p>(三) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和二年大分県告示第三百二十六号。以下「告示」という。）第九条第一項の規定により競争入札に参加させないこととされ、定められた期間を経過していない者</p> <p>(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者</p> <p>(五) 国税又は大分県税を滞納している者</p> <p>(六) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の末日（以下「基準日」という。）において継続して事業を営んでいる期間が二年未満である者（基準日において継続して二年以上事業を営んでいた者から、当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者を除く。）</p>	<p>三 入札を希望する者の資格審査申請の方法等</p> <p>1 申請の方法</p> <p>競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、県の所定の競争入札参加資格審査申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。</p> <p>2 申請書の提出先及び問合せ先</p> <p>大分県会計管理局用度管財課物品調達班</p> <p>〒八七〇―八五〇一 大分市大手町三丁目一番一号</p> <p>電話 ○九七（五〇六）二九六五</p>	<p>3 申請の時期</p> <p>令和六年五月十四日（火曜日）から同月三十一日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）とする。なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p>	<p>四 入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続</p> <p>1 有効期間</p>												



入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和六年九月三十日までとする。  
2 更新手続

令和六年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、告示に基づく入札参加資格の審査の申請により行うものとする。

五 競争入札参加資格審査申請書の入手方法

1 申請書の交付場所

三の2に同じ。

2 インターネットによる入手

大分県ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html>

六 入札参加資格の取消し等

1 入札参加資格を取得した者が次の(一)から(四)までのいずれかに該当する場合その他知事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて競争入札に参加させないことができる。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第二項に規定する者に該当すると判明した場合

(二) 二の(一)から(五)までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

(三) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した場合

場合

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った場合

2 一の(一)から(三)までの事由により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和6年5月14日

大分県知事 佐藤 樹一郎

1 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の種類及び数量  
非常用圧縮毛布 一式

(2) 納入期限

令和6年9月30日（月）

(3) 納入場所

大分県知事が指定する場所

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和2年大分県告示第326号）第1条に規定する入札参加資格を取得している者であること。

(3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。

(4) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。

(5) この公告の日から11に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札参加申請の方法及び期間

大分県共同利用型電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により入札

<p>参加申請を、令和6年5月14日（火）午前10時から同年6月19日（水）午前10時までに行うこと。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札（見積）参加届出書」（大分県電子入札運用基準（物品・役務）（以下「運用基準」という。）様式第2号）を、令和6年6月19日（水）午前10時（必着）までに持参又は郵送（書留郵便）により提出先に提出すること。</p> <p>提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p> <p>4 入札参加資格のない者で入札を希望するものの手続 競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、次に掲げる時期及び場所に提出すること。</p> <p>(1) 申請の時期 令和6年5月14日（火）から同月31日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>なお、申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に合わない場合がある。</p> <p>(2) 申請書類の入手方法 大分県ホームページから申請書類をダウンロードし、又は(3)にて交付を受けること。</p> <p>URL <a href="https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html">https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2022.html</a></p> <p>(3) 申請書類の提出先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2965</p> <p>なお、郵送のほか電子による提出もできるものとする。</p> <p>5 契約に関する事務を担当する部局の名称 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 電話 097-506-2957</p> <p>6 契約条項を示す場所及び日時 大分県ホームページ及び電子入札システム上に令和6年6月25日（火）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。</p>	<p>7 電子入札システムの利用 本案件は、電子入札システムで行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか運用基準による。</p> <p>なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を10に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。</p> <p>8 電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨 (1) 使用言語 日本語 (2) 通貨 日本国通貨</p> <p>9 電子入札システムによる入札金額の入力期間 令和6年6月19日（水）午前10時から同月25日（火）午前10時まで</p> <p>10 紙による入札参加を希望する場合は入札書の提出場所及び提出期限 (1) 提出場所 大分県会計管理局用度管財課物品調達班 (2) 提出期限 令和6年6月24日（月）午後5時までに必着のこと。</p> <p>11 電子入札システムによる開札 開札予定日時 令和6年6月25日（火）午前10時30分</p> <p>12 再入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額入力期限、開札日時及び最低入札価格を別途通知する。</p> <p>13 入札保証金に関する事項 見積総額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>14 契約保証金に関する事項 契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。</p> <p>(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>(2) 過去2年間に国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものであること。</p>
---	---

の者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

15 入札の無効

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再入札に参加することができない場合がある。

- (1) 金額の記載がないもの
- (2) 入札に関する条件に違反したもの
- (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。

16 最低制限価格に関する事項

設定しない。

17 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。

18 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づき政府調達に関する協定の適用を受ける。

19 Summary

(1) One set of Emergency compression blanket

(2) Time limit for tender

10:00 am, 25 June, 2024

(3) Management Bureau Address

Property Management Division

Oita Prefectural Government

3-1-1 Ohtemachi, Oita city 870-8501

TEL 097-506-2957